

議第 1 2 号

高島市森林公園くつきの森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

高島市森林公園くつきの森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

高島市森林公園くつきの森の設置および管理に関する条例（平成 2 2 年高島市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 くつきの森の休館日は次のとおりとする。

(1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

(2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
第 5 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 1 2 条第 2 項を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。